

国民年金だよ



年金から介護保険料などが天引きされます

剣淵町では、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、住民税が天引きされています。

これは、高齢者のほとんどの人が何らかの公的年金を受給しているため、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、住民税を天引きすることにより、年金受給者が個別に各種保険料を金融機関に納めに行かなくても済むからです。また、担当職員が住民一人ひとりに個別の納付勧奨などを行わなくても各種保険料を徴収することができます。

年金からの天引きにあたっての制限

介護保険料、後期高齢者医療保険料、住民税を年金から天引きする場合には、年金の種類や年金額によって一定の制限があります。

なお、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、住民税が天引きされる人には、担当グループから各種保険料の年金から天引きする旨のお知らせを行うこととなっています。

○介護保険料

65歳以上の人のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している人であって、年間の支給額が18万円以上の人。

○後期高齢者医療保険料

75歳以上の人、もしくは65歳以上75歳未満で後期高齢者医療保険制度に該当する人のうち、老齢もしくは退職、障害または死亡を支給事由とする年金を受給している人であって、年間の支給額が18万円以上の人。

○住民税

65歳以上の人のうち、老齢もしくは退職を支給事由とする年金を受給している人であって、年間の支給額が18万円以上の人。

※右記説明中、「老齢もしくは退職を支給事由とする年金」というのは、老齢基礎年金もしくは旧法制度による老齢年金・退職年金を指します（老齢厚生年金は天引きの対象となりません）。

また、後期高齢者医療保険料、住民税については、介護保険料が天引きされていることが前提条件となります。

年金から天引きされる介護保険料、後期高齢者医療保険料、住民税の金額は、剣淵町で決定しています。



還付金を理由にした振り込み詐欺にご注意ください

役場、年金事務所の職員を装い「年金の差額を支払います」などと言ってお金をだましとる詐欺が多発しています。

電話の内容が

- ① 還付金の話をしている
- ② ATMへ行くよう指示している
- ③ 「今すぐ手続きをしないと受け取れなくなる」と急がせている
- ④ フリーダイヤル（0120）に電話をかけるよう指示している

このような場合、詐欺かもしれません。還付金のはなしをうのみせず、一度電話を切り、役場や年金事務所にお問い合わせください。行政機関などが、還付手続きのためATM操作をお願いするとはありません。



◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話 34-2121 内線 413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話 0166-72-5002